

2時限目

P.14～P.23、P.29～p.64

第2章 労働安全の基本（その1）

1. 労働安全の基本的考え方

3. 農作業で使われる機械・作業に関する 労働安全衛生法令

1. 労働安全の基本的考え方

P.14～P.23、P.29～p.64

第2章 労働安全の基本（その1）

1. 労働安全の基本的考え方

- 1) 安全衛生関係法令（労働安全衛生法等）
- 2) 事故・災害の要因と防止対策
- 3) 主な自主的安全衛生活動
- 4) 衛生（健康）管理の重点事項
- 5) まとめ

1. 労働安全の基本的考え方

P.14～P.23、P.29～p.64

1) 安全衛生関係法令

(1) 労働安全衛生法

安全衛生規則、有機則、酸欠則、クレーン則他

(2) 消防法

危険物の規制に関する政令、条例

(3) 毒物及び劇物取締法

まずは法令遵守！

1. 労働安全の基本的考え方

(1) 「労働安全衛生法」

事業者が、労働者の安全と健康を確保するための実施事項等

(注) 農業法人には適用されるが、家族経営による個人農業者には基本的には適用されない。

- ① 安全衛生管理体制（管理者、安全衛生委員会等）
- ② 危険又は健康障害防止の措置（リスクアセスメント等）
- ③ 機械等に関する規制（定期自主検査等）
- ④ 就業に当たっての教育（雇入れ時教育等）
- ⑤ 健康の保持増進（各種健康診断、健康教育等）
- ⑥ 就業制限業務従事者の資格（免許、技能講習、特別教育）

1. 労働安全の基本的考え方

「労働安全衛生規則」

「労働安全衛生法」（「法」という）の詳細は、
「労働安全衛生規則」（「則」という）で規定

- ① 管理者の役割（安全管理者、衛生管理者、作業主任者等）
- ② 安全衛生委員会（委員構成、審議事項等）
- ③ 安全衛生教育（危険有害業務に対する特別教育等）
- ④ 機械の安全基準（荷役運搬機械等）
 - ・ 荷役運搬機械（フォークリフト、不整地運搬車等）
 - ・ 建設機械等（油圧ショベル、ホイールローダ等）
- ⑤ 就業制限（免許・技能講習・特別教育）

（注）トラクターなど車両系農業機械は示されていない

1. 労働安全の基本的考え方

① 管理者の役割（則2条～則18条）

（注）選任すべき管理者は、業種、労働者数等で規定

1 総括安全衛生管理者（事業者、工場長等）

安全管理者、衛生管理者を指揮する

2 安全管理者

安全に関する技術的管理（機械等による災害防止等）

3 衛生管理者

衛生に関する技術的管理（健康管理、熱中症対策等）

4 作業主任者（法定の危険有害作業に対して）

作業方法の決定、作業者を指揮、安全装置の点検等

1. 労働安全の基本的考え方

② 安全衛生委員会（則21条～則23条）

1 委員の構成等

- 事業者（管理者）と労働者の協力が必須のため、**会社側委員と労組推薦委員は同数**（総数に定めない）
- 毎月1回以上定期的に開催

2 主な審議事項

- リスクアセスメントの結果及び改善措置
- 各種健康診断結果、作業環境測定結果等
- 安全衛生に関する労働者の意見や要望等

3 議事録の周知、保存（情報の共有化）

会議の結果は、労働者全員に周知（方法に定めない）

1. 労働安全の基本的考え方

③ 安全衛生教育（法59条～法60条）

- 1 雇入れ時（採用時）
- 2 作業内容変更時（配置転換時には、雇入れ時と同様）
- 3 危険有害業務に従事する者への特別教育
- 4 職長教育（建設業、製造業等で、農業は対象外）

1. 労働安全の基本的考え方

雇入れ時安全衛生教育（則35条）（詳細は3時限目で）

- 1 機械、原材料等の危険有害性及び取扱方法
- 2 安全装置、有害物抑制装置、保護具の性能及び取扱方法
- 3 作業手順
- 4 作業開始時の点検
- 5 発生するおそれのある疾病の原因及び予防
- 6 整理整頓及び清潔の保持
- 7 事故時等における応急措置及び退避
- 8 その他安全衛生に必要な事項

★（法令改正で）農業法人は、全ての事項の教育が必要！

1. 労働安全の基本的考え方

主な特別教育（則36条）

- フォークリフト（最大荷重1 t 未満）
 - ショベルローダ、フォークローダ（最大荷重1 t 未満）
 - 不整地運搬車（最大積載量1 t 未満）
 - 不特定の場所を自走できる機械（機体重量3 t 未満）
 - 高所作業車（作業床の高さ10m未満）
 - クレーン（吊り上げ荷重5 t 未満）
- （注）これらより大型の機械は、技能講習が必要！

- チェーンソーによる伐木作業
- 研削砥石の取り換え、試運転作業
- アーク溶接機での溶接、溶断作業

1. 労働安全の基本的考え方

P.14

④ 機械の安全基準（車両系荷役運搬機械）

労働安全衛生規則で各種機械の安全基準を規定

以下はフォークリフトなど車両系荷役運搬機械の事例

- 作業計画・・・広さ、地形、機械能力等に適応した作業計画
- 作業指揮者・・・計画に基づき作業の指揮
- 制限速度・・・地形、地盤の状態等に応じた速度の設定
- 転落等の防止・・・必要な幅員、地盤沈下防止、路肩崩落防止
- 接触の防止・・・立ち入り禁止、誘導者の配置
- 運転位置から離れる場合・・・原動機の停止、逸走防止
- 定期自主検査・・・年次・月次の定期検査、毎日の使用前点検

1. 労働安全の基本的考え方

(2) 消防法（危険物の規制に関する政令）

- 第4類（引火性液体）
ガソリン（第一石油類）、**軽油**（第二石油類）、**灯油**（第二石油類）
- 指定数量・・・各物質に定められている基準数量

第一石油類（非水溶性） 200L（小さい数ほど危険性大）
第二石油類（非水溶性） 1000L
- **取扱倍数**（取扱量/指定数量）により、申請方法等が異なる
1.0倍以上（一般取扱所、貯蔵所等）・・・消防署に**申請、許可**
0.2倍以上1.0倍未満（少量危険物施設）・・・消防署に**届出**
0.2倍未満・・・消防署への**届出は不要**。取扱いは条例を遵守。

（注）複数の物質を取り扱う場合、各物質の取扱倍数を合計する

1. 労働安全の基本的考え方

(2) 消防法（危険物の規制に関する政令）

（取扱い注意事項）

- 換気の良い場所での取り扱い、**危険物をこぼさない**
- 屋内に蒸気を拡散させずに、屋外へ排気（換気装置）
- 周囲は**火気厳禁**（たばこ、ストーブ、ライター等）
- **静電気対策**（静電気の発生防止、除電等）
- 周囲に可燃物（紙類等）を置かない（延焼防止）
- SDS（安全データシート）で取扱物質の危険性・有害性を確認

1. 労働安全の基本的考え方

(3) 毒物及び劇物取締法

農薬には毒物や劇物あり！ 正しい取扱いを！

- 防除作業での**ばく露（吸入、経皮）は最小限に**（保護具活用）
➡ マスク、メガネ、手袋、長靴、保護衣等を正しく着用
- 目や皮膚に付いたらきれいな水で十分に洗浄（応急措置）
- **保管場所の施錠、数量管理、漏れ流出防止（盗難、紛失防止）**
- 飲食物の容器（ペットボトル等）は使用禁止！（**誤飲の防止**）

1. 労働安全の基本的考え方

法令遵守だけでは無災害は困難！

労働災害（交通事故除く）約 1 3 0 0 件を分析



- 法令違反あり . . . 約500件（約38%）



まずは**法令遵守**！

- **法令違反なし** . . . 約800件（約62%）



事故・災害の原因究明及び再発防止策と

「自主的安全衛生活動」が必須！

1. 労働安全の基本的考え方

2) 事故・災害の要因と防止対策

(直接原因)

「**不安全状態**」 + 「**不安全行動**」 = リスク増大
⇒ 事故・災害発生！

(基本原因)

人間
(Man)

機械
(Machine)

環境
(Media)

管理
(Management)

(根源)

安全管理・活動の欠陥

(例)

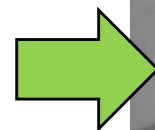
- **動いている機械**に**手を出して**、腕を巻き込まれる！
- **凍結している通路**を**小走り**して、滑って転倒！
(**不安全状態**) + (**不安全行動**) ⇒ 災害発生！

1. 労働安全の基本的考え方

不安全状態（事例）

- 機械装置（安全装置不足、整備不良、老朽化）
- 防護措置（危険な箇所に覆いや柵が無い）
- 作業管理（通路に物を放置、作業手順書無し、高所作業）
- 作業環境（床の段差・滑り、暗い、騒音）
- 保護具・服装（保護具未着用、だらしない着こなし）
- 自然環境（暑い、寒い、雨天、路面凍結）
- 作業者（睡眠不足、疾病、悩み事）

床の電気コードに躓く！

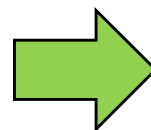


1. 労働安全の基本的考え方

不安全行動（事例）

- 動いている機械に手を出す（掃除、修理、点検）
- 危険な状態を作る（荷の積みすぎ、廃液を混ぜる）
- 誤った手順で作業（機械の操作方法、荷の積み方）
- 安全装置の無効化（意図的に）
- 保護具・服装（未着用、装着方法不適）
- ヒューマンエラー（うっかり、とっさに）
- その他（運転操作ミス、ふざける、走り回る）

後ろ向きに猛スピード。
転倒したら轢かれる！



1. 労働安全の基本的考え方

2) 事故・災害の要因と防止対策

事故・災害を防止するには

1) 「**不安全状態**」の改善

法令遵守、職場巡視、リスクアセスメント、5S活動等



管理者の安全配慮義務

2) 「**不安全行動**」の抑制

法令遵守、危険予知（KY）活動、ヒヤリハット、教育訓練等



作業者は、**危険に対する感受性**を高める

- ・「自分の身は自分で守る」の意識で行動も改善
- ・ 他人の災害を「自分事」として捉える

管理者の意識と粘り強い指導！

1. 労働安全の基本的考え方

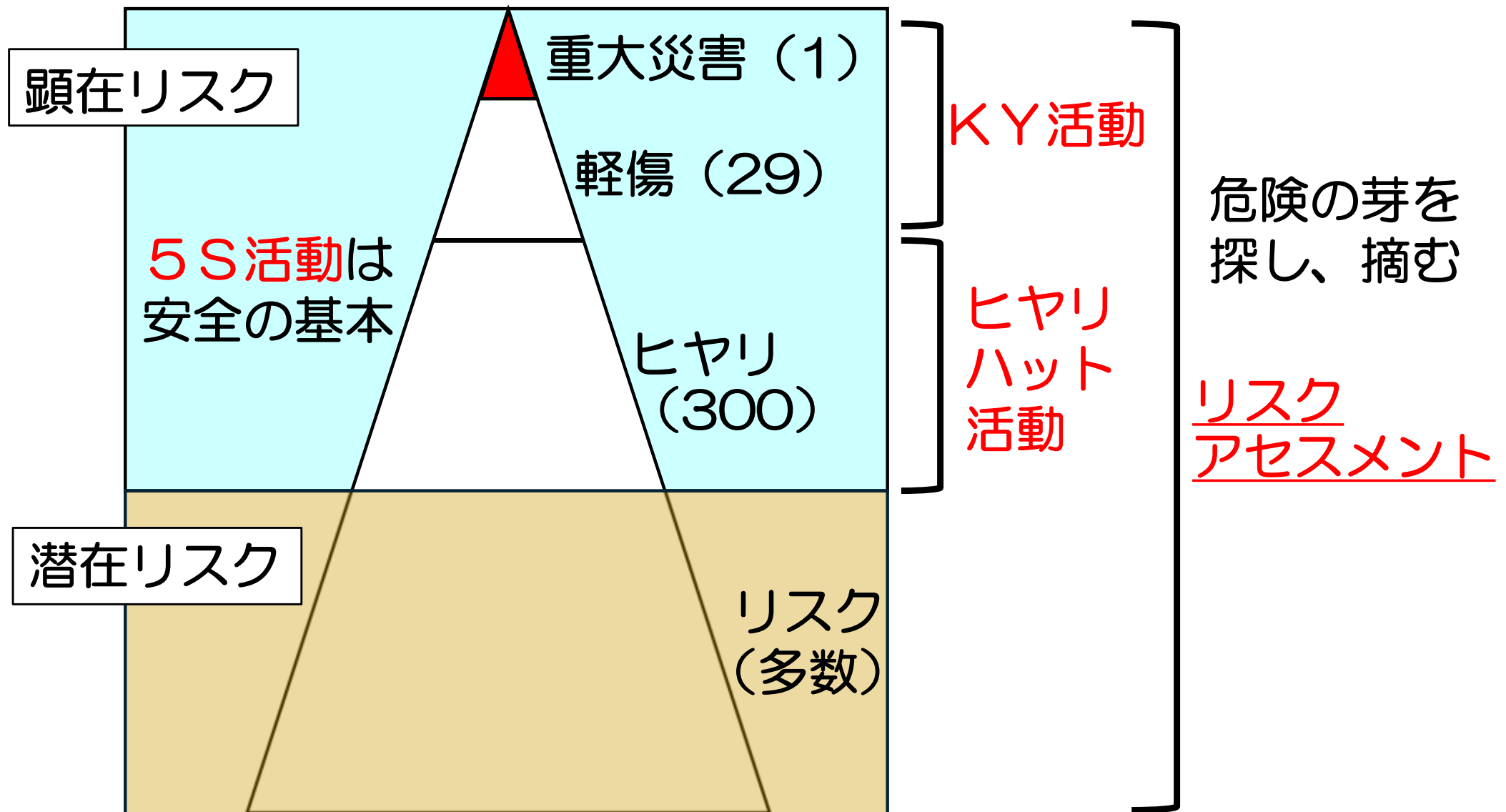
3) 主な自主的安全衛生活動

事故・災害防止には、自主的な安全衛生活動が必須！

- 1) 労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）
- 2) リスクアセスメント（RA）
- 3) 危険予知活動（KY）
- 4) 5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣））
- 5) ヒヤリハット活動
- 6) 安全ミーティング（朝礼）
- 7) 職場巡視（パトロール）

1. 労働安全の基本的考え方

主な自主的安全衛生活動（イメージ）



1. 労働安全の基本的考え方

(1) 労働安全衛生マネジメントシステム

働く人の安全と健康を守るための国際的なしくみ

- ・ILO（国際労働機関）におけるOSHMSに関するガイドライン
- ・ISO（国際標準化機構）でのISO45001の発行（2018年）



日本は、これらに準拠し以下の仕組みを推奨

- ・JIS Q45001（ISO45001と同じ内容）
- ・JIS Q45100（ISO45001＋日本独自の有効な活動）
（KY活動、5S活動など）

➡ 安全管理は、**個人の管理スキルに頼らず、しくみを活用！**

1. 労働安全の基本的考え方

労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）

1. トップの安全衛生方針（目指す姿）
2. 重点取り組み事項（方針に基づく）
3. 目標設定（定量的に）
4. 取り組み計画の策定（Plan）
5. 計画の実施（Do）
6. 実施状況、結果の確認（Check）
7. 改善策等の検討、実施（Action）
 - ・危険性・有害性の調査（リスクアセスメント）で課題把握
 - ・大きいリスクから改善措置



「PDCA」を繰り返し、活動の継続的向上を！

1. 労働安全の基本的考え方

(2) リスクアセスメント

- 建設物、設備、原材料、作業行動その他業務に起因する危険性または有害性等を調査し、必要な措置を講じるよう努めなければならない
(労働安全衛生法28条の2)
- 設備、原材料、作業手順等を新規あるいは変更する場合（法定）
- 大きな変更がなくても、定期的（年1回程度）に実施（自主的活動）
- 見えるリスクだけでなく、潜在リスク（今まで見えなかった危険）まで管理者、作業者が協力して探し出し、リスクの大きさを見積もる
- リスクの見積もりは、「発生の可能性」と「けがの重篤度」で見積もり、大きなリスクから改善方法を検討し実施。

1. 労働安全の基本的考え方

リスクアセスメントの結果による対策

対策の検討には順序あり！

- ① 本質的対策（使用中止、代替物の使用等）
危険な機械や作業は行なわない！ リスク小のものに変更
効果は最も大きい！
- ② 工学的対策（安全装置、機械設備等で対策）
ルールが守られなくても災害防止
- ③ 管理的対策（手順書、教育など 人的対策）
ルールを守らないと災害発生！
必要だが効果は小さい！
②③を組み合わせると効果的
- ④ 保護具（マスク、手袋、メガネ等）
最初から保護具に頼らない！
最後の砦で 最後の切り札！



（刈払機）



（あぜ草刈り機）

1. 労働安全の基本的考え方

リスクアセスメントの効果

- 作業者の危険に対する感受性が高まり、「不安全行動」が減少し、災害の未然防止が図れる
- 職場の「不安全状態」が改善され、安全な職場環境が形成できる
- 管理者、作業者など関係者が協力し取り組むことで、職場の一体感が高まる
- リスクのランク分けで、対策の優先度が明確になり、時間と費用を効果的に使用できる

1. 労働安全の基本的考え方

(3) 危険予知（KY）活動

（目的）作業者の危険に対する感受性を高める！

- 作業前に、大きな危険（リスク）を探し出し、今すぐできる有効な対策を話し合う
- 決めた対策を作業者・監督者で共有し実行
- 非定常作業には特に有効
- 一人作業では「自問自答式」も効果的

☆ 対象物をよく見る、指を差す、声を出す
⇒「指差し呼称」でエラー防止！

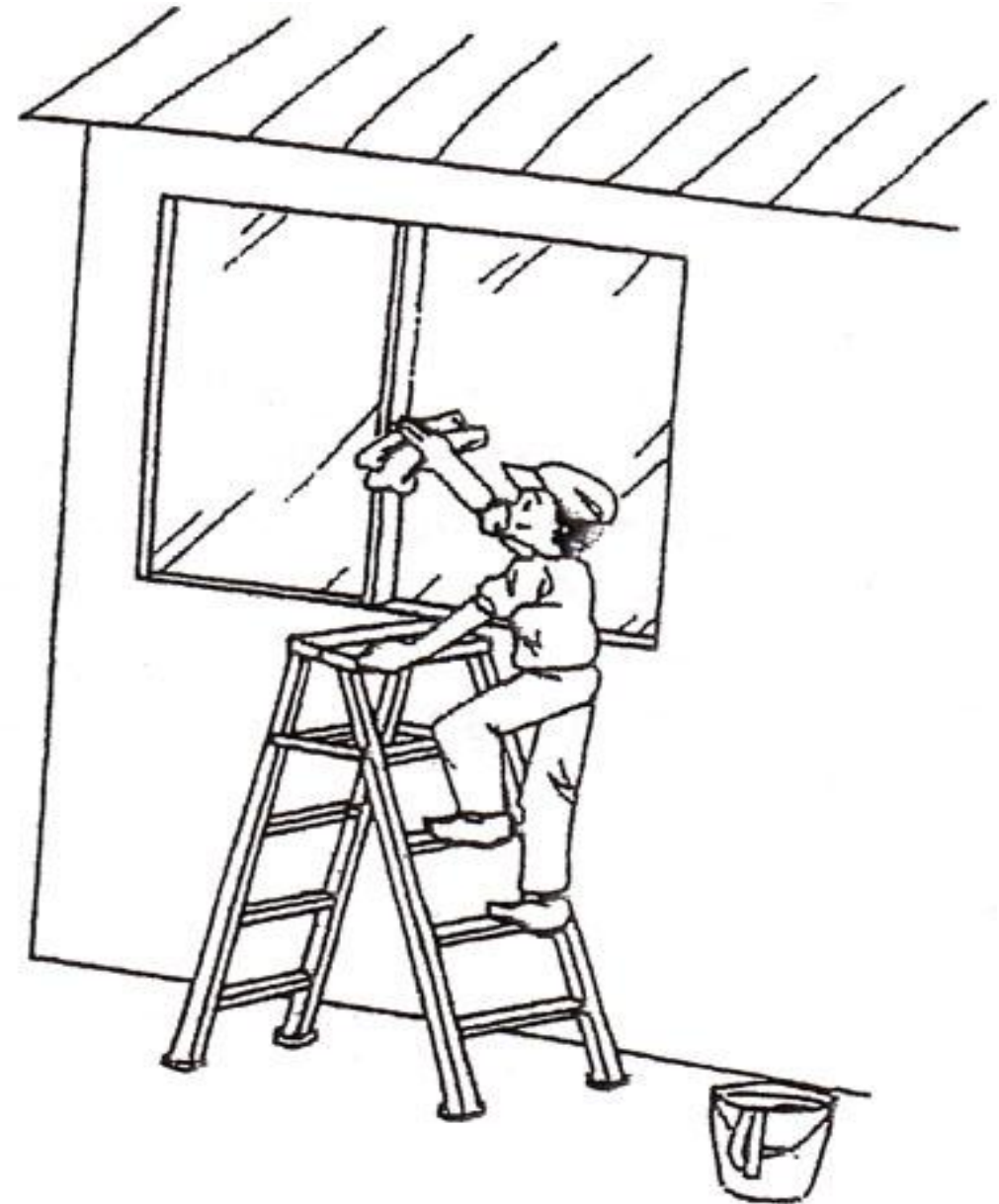


1. 労働安全の基本的考え方

一人KYT（事例）

（自問自答カード）

1. 挟まれないか
2. 巻き込まれないか
3. 落ちないか
4. 転ばないか
5. 腰を痛めないか
6. 切れ、こすれないか
7. 感電しないか
8. やけどしないか
9. その他ないか



☆ 作業前にカードで自問自答し、**危険の有無を確認し、安全行動！**

1. 労働安全の基本的考え方

(4) 5S活動

- 「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣）」は、安全衛生管理の基本
- 「整理整頓」で転倒災害防止
通路に物を放置しない！ 保管場所を定める
- 不要や余分な物を排除。必要な物を「見える化」し作業効率向上！
- 「躰（習慣）」が重要！ 「躰」により他の4Sは常に維持可能（指示されなくても自ら実行）



1. 労働安全の基本的考え方

(5) ヒヤリハット活動

作業中に「ヒヤリ・ハット」としたら、**すぐに管理者や同僚に報告**

- 報告は容易にできるよう口頭も可
- 管理者は報告者を叱らずに**感謝の気持ち**を。
- 情報を**共有化し、迅速に**災害防止対策

⇒ **仲間の類似災害を防止！**

滑って転落しそうに！



1. 労働安全の基本的考え方

(6) 安全ミーティング（朝礼）

- ラジオ体操、ストレッチ
各人の健康確認、体力維持増進
- KY活動
- 安全衛生情報の共有化
事故災害情報（自社、他社等）
ヒヤリハット報告
安全衛生委員会報告



1. 労働安全の基本的考え方

4) 衛生（健康）管理の重点事項

- 1 過重労働防止（心身の健康維持）
➡ 働き方改革による推進
- 2 メンタルヘルス対策（ストレスチェックの推進）
➡ 「集団分析」の活用
- 3 受動喫煙防止（禁煙、分煙化）
➡ 健康増進法改正で強化
- 4 化学物質管理（危険性・有害性への対応）
➡ 法令での「個別規制」→ 事業者の「自律的管理」に！
- 5 熱中症予防（体調管理、休息、水分補給）
➡ WBGT（暑さ指数）の活用
- 6 腰痛予防（重量物取扱作業等）
➡ 正しい作業姿勢
- 7 中高年齢者対応（高年齢労働者の災害防止）

1. 労働安全の基本的考え方

化学物質管理

法令による「個別規制」⇒ 事業場の「自律的管理」に方向転換！

化学物質の基本三管理は不変で、更に重要となる！

- ①「GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）」によるラベル表示で見える化。（危険性、健康有害性）
- ②「SDS（安全データシート）」による詳細な危険・有害性情報を理解し、暴露を最小限にする。
- ③GHSやSDSを活用した「リスクアセスメント」を実施し、リスクの大きさを把握し、必要な措置を講じる。

1. 労働安全の基本的考え方

中高年齢者対応

事業者は、中高年齢者その他労災防止にあたって特に配慮を必要とする人については、**心身の条件に応じて適正な配置**を行うよう努めねばならない。（法62条）

- ・中高年齢労働者は、**自分の体力の変化（低下）や体調について認識**し、不安全行動抑制に努める
 - ・事業者は、作業者が自己の体力等を把握できるよう、教育や体力チェックの機会を設ける
 - ・高年齢労働者の安全と健康には「**エイジフレンドリーガイドライン**」（厚労省）を参考にする
- ★ 必要な措置の実施は、令和8年4月より事業者の努力義務に！



1. 労働安全の基本的考え方

5) まとめ（労働安全の基本的考え方）

- ① 「**不安全状態**」のもとで「**不安全行動**」を行うとリスクが高まり、時には事故・災害が発生！
- ② 「不安全行動」は、**作業者の危険感受性を高める**ことで改善は可能！
「自分の身は自分で守る」という意識で行動も変化！
- ③ 事故・災害防止には、まずは**関係法令（最低条件）を遵守**
- ④ 法令遵守だけでは「災害ゼロ」は困難
自主的な安全衛生活動が重要！
（KY活動、5S活動、ヒヤリハット活動等）
- ⑤ 事業者は、**労働者の安全と健康を守る「安全配慮義務」、**
労働者は、ルールを**守り事業者の取り組みに協力**する義務

第2章 労働安全の基本

3. 農作業で使われる機械・作業に関する労働安全衛生法令

3 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令

テキストページ
p.29～64

1) 機械・作業の法令（免許、技能講習、特別教育等）

- ① **刈払機** (厚労省通達による特別教育に準じる教育6hr)
- ② **チェーンソー** (特別教育18hr)
- ③ **フォークリフト** (最大荷重 1 t 以上は技能講習35hr、
1 t 未満は特別教育12hr)
- ④ **ホイールローダ** (車体重量 3 t 以上は技能講習38hr、
3 t 未満は特別教育13hr)
- ⑤ **移動式クレーン** (吊上荷重 5 t 以上は免許、
1 t 以上 5 t 未満は技能講習20hr、
0.5 t 以上 1 t 未満は特別教育13hr)
- ⑥ **玉掛け** (吊上荷重 1 t 以上は技能講習19hr、
1 t 未満は特別教育10hr)
- ⑦ **アーク溶接** (特別教育10hr)
- ⑧ **高所作業車** (地面や床から10m未満の高さは、特別教育9hr)
- ⑨ **はい作業主任者** (袋や箱を人力で2m以上積む作業、技能講習12hr)

3 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令

テキストページ
p.54～57

高所作業について（則518条）

1. 高さ2m以上の箇所で作業する場合で、墜落のおそれのあるときは、足場を組み立てる等により作業床を設けなければならない。

2. 作業床を設けることが困難なときは、有効な墜落制止用器具（安全帯）を使用させる等墜落防止措置を講じなければならない。

（主な作業例）

- 建設現場での仮設足場
- 高所設備の点検
- 倉庫内作業
- 樹木の選定作業
- 果樹の収穫作業など

3 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令

テキストページ
p.54～57

高所での墜落防止対策

(対策例)

- ① **作業床**の設置・・・端や開口部には手すりや囲い
「足場組立業務の特別教育」
- ② **安全帯**の活用・・・高さに適した安全帯の選択、活用
「フルハーネス型安全帯の特別教育」
- ③ **高所作業車**の利用
「高所作業車運転の特別教育」

3 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令、他

テキストページ
p.54～57

高所作業

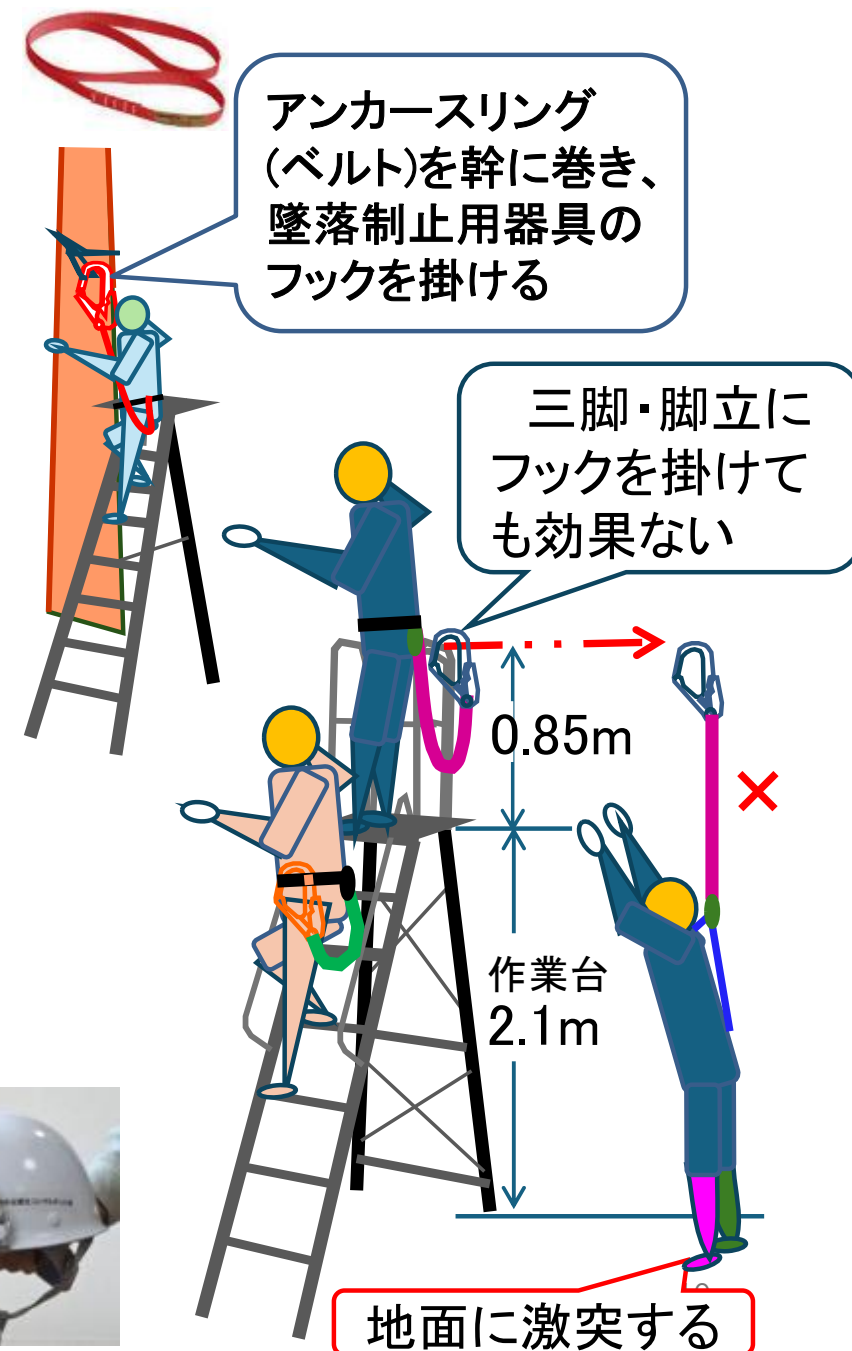
安衛法では、高さ2m以上を高所作業と定義しているが、1.9mでも同じ危険がある

- 作業台上は、台の端までの長さに胴ベルト安全帯のロープ長さを調節し、台から体が落ちない長さにする
- 枝葉の突き刺し防止に、防災面(推奨)や保護メガネを使用する
- 転落に対する頭部の保護に、ヘルメットを使用する
- 足元など全体に滑り易い雨天は作業を避ける

かぶり防災面
クリアタイプ



ヘルメット
後付防災面



3 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令、他

テキストページ
p.54～57

三脚の設置と作業

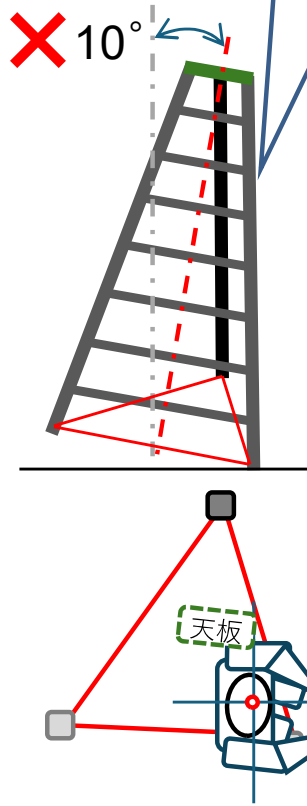
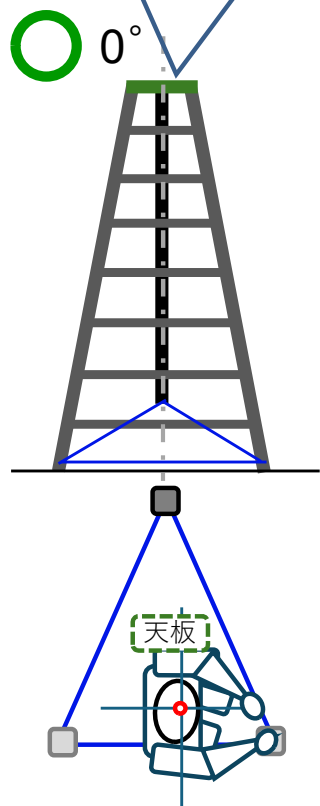
開き止めと閉じ止め金具を
活用する

H30年2月に
金具使用の指示

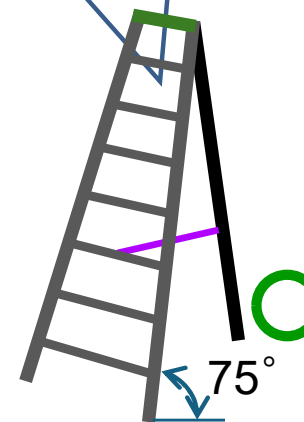
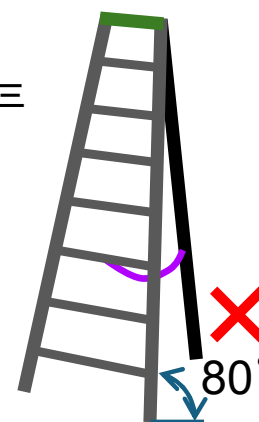
安衛則
第528条三

①後支柱を昇降面
の中心に置く

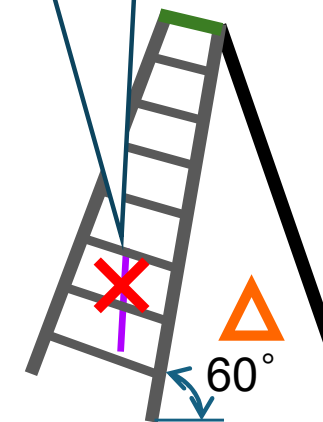
②踏さんを
水平に置く



③昇降面(支柱)の
角度は75°

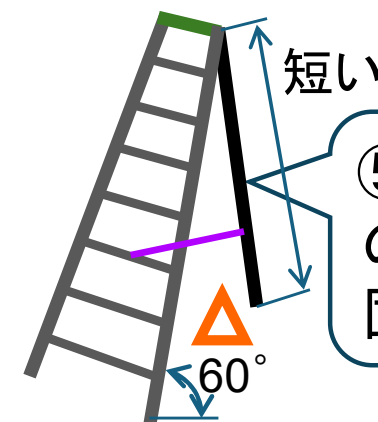


④開き止め
を掛ける



支柱立て角度75°以下 (安衛則第528条三)

乗り出しは、
・落ちる
・三脚
倒れる

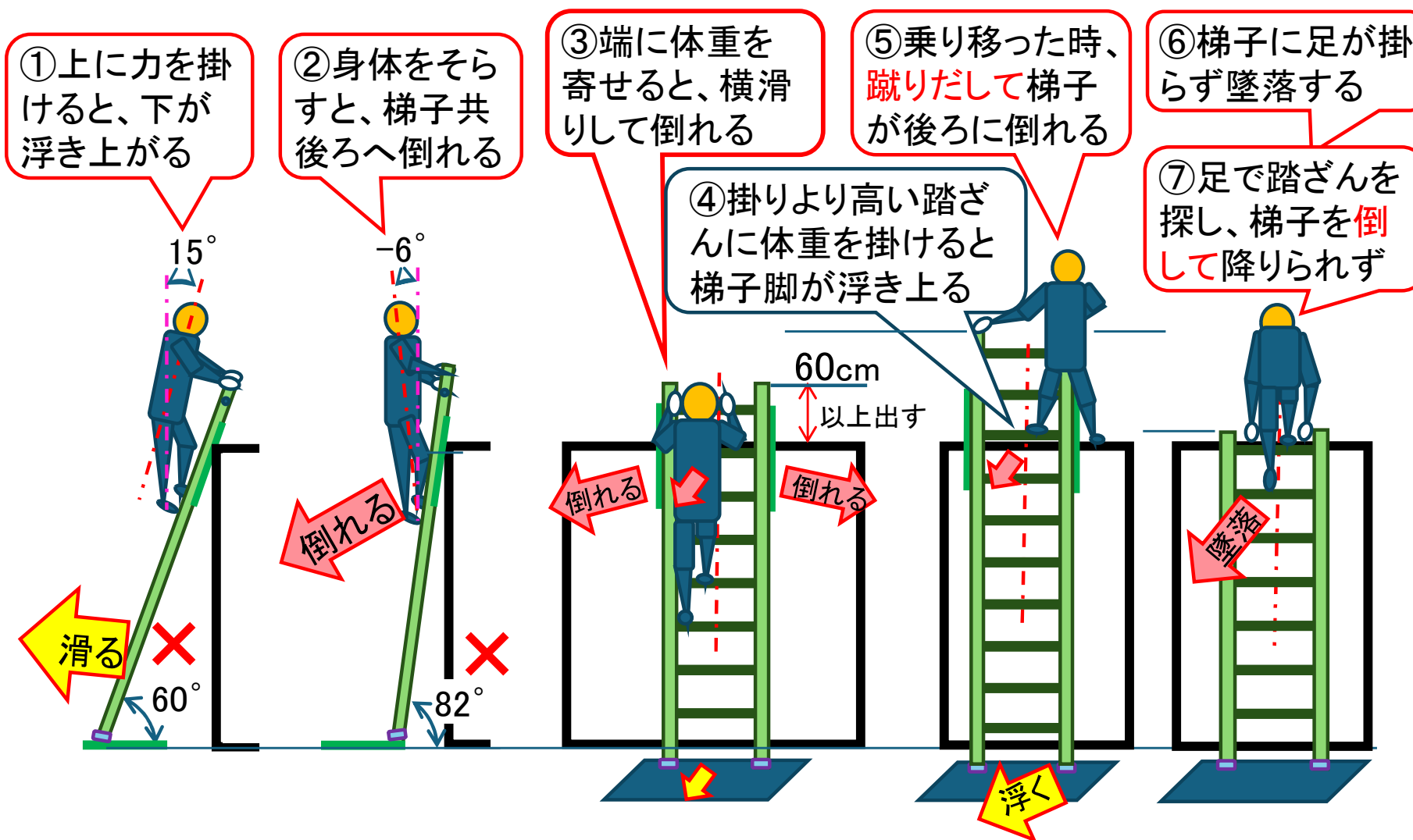


⑤後支柱
の伸縮を
固定する

3 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令、他

テキストページ
p.54~57

梯子の立掛け角度は**75°が最良** 60°は脚が**滑り**易く、80°は**倒れ**易い
立て掛けの上方は**60cm以上突き出す**と良い



梯子への乗り移りは不安定！ 移動用で作業用ではない！

3 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令

テキストページ
p.54～57

高所作業

- 「高所作業」とは、地面・床面から2m以上の場所での作業
ただし、高さ1mでも、落ちたら一命取る！
- 高所作業車・・・作業床10m以上は技能講習
(学科11hr、実技6hr)
作業床10m未満は特別教育
(学科6hr、実技3hr)
- 脚立やはしごの安定した設置角度は75°！
- 脚立の天板とその下の踏さんには乗らない！
- 墜落制止用器具（安全帯）の活用（適切な器具の選択・装着）

☆ 安全の基本を守って「ご安全に」